

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月9日

【四半期会計期間】 第22期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 株式会社ミクシィ

【英訳名】 mixi, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木村 弘毅

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア

【電話番号】 (03)6897-9500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 大澤 弘之

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア

【電話番号】 (03)6897-9500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 大澤 弘之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第21期 第2四半期 連結累計期間	第22期 第2四半期 連結累計期間	第21期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(百万円)	46,835	58,752	112,171
経常利益	(百万円)	3,963	13,890	16,915
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益	(百万円)	2,148	9,333	10,760
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,971	10,396	10,393
純資産額	(百万円)	176,846	187,742	181,305
総資産額	(百万円)	189,138	215,582	202,814
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	28.52	123.86	142.80
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	28.34	122.24	141.68
自己資本比率	(%)	93.0	86.5	88.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,537	22,178	17,792
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,702	2,055	30,683
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,546	3,864	6,085
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	142,693	141,671	125,427

回次		第21期 第2四半期 連結会計期間	第22期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	13.78	58.94

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第21期四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第21期第2四半期連結累計期間の主要な連結経営指標等について、取得原価の配分額の重要な見直し及び費用計上区分の見直しが反映されております。
4. 当第2四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の関連する主要な連結経営指標等については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2019年2月28日に行われた株式会社チャリ・ロトとの企業結合について前第2四半期連結累計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、前第3四半期連結会計期間に資産・負債への取得原価の配分が完了しております。これに伴い、遡及修正後の数値を用いて比較分析を行っております。

また、2019年10月31日に行われた株式会社千葉ジェッツふなばしとの企業結合及び2019年11月29日に行われた株式会社ネットドリーマーズとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当第2四半期連結会計期間に資産・負債への取得原価の配分が完了しております。これに伴い、遡及修正後の数値を用いて比較分析を行っております。

(1) 業績の状況

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同四半期比 増減率
売上高(百万円)	46,835	58,752	25.4%
EBITDA(百万円)	4,921	16,132	227.8%
営業利益(百万円)	3,934	14,050	257.1%
経常利益(百万円)	3,963	13,890	250.5%
親会社株主に帰属する四半 期純利益(百万円)	2,148	9,333	334.3%

当第2四半期連結累計期間の売上高は58,752百万円（前年同四半期比25.4%増）となりました。また、営業利益は14,050百万円（前年同四半期比257.1%増）、経常利益は13,890百万円（前年同四半期比250.5%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は9,333百万円（前年同四半期比334.3%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

第1四半期連結会計期間から、報告セグメントの名称及び区分方法を変更しており、以下の前年同四半期比較及び分析については、変更後の区分に基づいて記載しております。

また、事業セグメントの利益の測定方法は、減価償却費及びのれん償却額を考慮しない営業利益ベースの数値（EBITDA）としております。

デジタルエンターテインメント事業

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同四半期比 増減率
売上高(百万円)	43,907	51,438	17.2%
セグメント利益(百万円)	10,690	24,840	132.3%

デジタルエンターテインメント事業は、スマートデバイス向けゲーム「モンスターストライク」を主力として収益を上げております。「モンスターストライク」の売上高は、有力IPとのコラボや「劇場版モンスターストライク」などの自社コンテンツとのメディアミックス連携が功を奏し、堅調に推移しております。加えて、スマートデバイス向けゲーム「コトダマン」の売上も順調に拡大しており、「モンスターストライク」以外のサービスの収益化も進んでおります。

この結果、当事業の売上高は51,438百万円（前年同四半期比17.2%増）、セグメント利益は24,840百万円（前年同四半期比132.3%増）となりました。

スポーツ事業

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同四半期比 増減率
売上高(百万円)	1,230	5,377	336.9%
セグメント損失()(百万円)	1,360	2,452	- %

スポーツ事業では、プロスポーツチーム経営、公営競技関連事業への投資を行っております。連結子会社である株式会社チャリ・ロト及び2020年6月にリリースしたスポーツベッティングサービス「TIPSTAR」の車券販売取扱高が好調であったことや、株式会社ネットドリーマーズを子会社化した影響で前第2四半期連結累計期間と比較して売上高が増加しております。一方、「TIPSTAR」の開発費用や広告宣伝費等の先行投資が発生したことで費用が増加しております。

この結果、当事業の売上高は5,377百万円（前年同四半期比336.9%増）、セグメント損失は2,452百万円（前年同四半期はセグメント損失1,360百万円）となりました。

ライフスタイル事業

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	前年同四半期比 増減率
売上高(百万円)	1,697	1,936	14.1%
セグメント損失()(百万円)	424	411	- %

ライフスタイル事業では、SNS「mixi」、家族向け写真・動画共有アプリ「家族アルバム みてね」、サロンスタッフ直接予約アプリ「minimo」を中心に各種サービスを運営しております。「家族アルバム みてね」はマネタイズの強化を推進しており、株式会社スフィダントと連携したギフトサービスを新たに展開するなど、売上高は前第2四半期連結累計期間と比較して増加しております。

この結果、当事業の売上高は1,936百万円（前年同四半期比14.1%増）、セグメント損失は411百万円（前年同四半期はセグメント損失424百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

財政状態

当第2四半期連結会計期間の財政状態は、資産については流動資産が157,765百万円（前連結会計年度末比11,645百万円増加）となり、主な要因としては、税金等調整前四半期純利益による資金の増加があげられます。固定資産は57,817百万円（前連結会計年度末比1,122百万円増加）となっております。

負債については、流動負債が19,870百万円（前連結会計年度末比6,110百万円増加）となり、主な要因としては、未払法人税等及び未払消費税等の増加があげられます。純資産は187,742百万円（前連結会計年度末比6,437百万円増加）となり、主な要因としては、利益剰余金の増加があげられます。

キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末と比べて16,243百万円増加し、141,671百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動により獲得した資金は22,178百万円（前年同四半期は8,537百万円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の減少が1,454百万円及び税金等調整前四半期純利益が13,994百万円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動により使用した資金は2,055百万円（前年同四半期は5,702百万円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出2,154百万円及び差入保証金の差入による支出1,130百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動により使用した資金は3,864百万円（前年同四半期は4,546百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額4,144百万円によるものであります。

(3) 従業員数

連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数は69名増加し、1,106名となりました。主な理由は、デジタルエンターテインメント事業での業容の拡大に伴うものであります。

提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、当社の従業員数は55名増加し、936名となりました。主な理由は、デジタルエンターテインメント事業での業容の拡大に伴うものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	264,000,000
計	264,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	78,230,850	78,230,850	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	78,230,850	78,230,850	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第19回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
新株予約権の数(個)	2,855(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 285,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2020年7月14日～2050年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,065 資本組入額 533
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

- 3.(1) 新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日(ただし、下記(2) ただし書きにて募集新株予約権の行使が認められる場合は、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位のいずれの地位をも喪失した日)の翌日以降10日間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 前号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 新株予約権者の当社の取締役の在任期間が3年未満であるとき。ただし、当社の取締役の地位の喪失後、当社の監査役、執行役員、従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にある場合で、当社取締役会が募集新株予約権の行使を認めた場合は除く。
- 新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員(執行役員である場合を含む。)として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合
- 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合
- 新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合
- 新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
- (4) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
- (5) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針
- 当社が、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
- 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

第20回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 5名
新株予約権の数（個）	335（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 33,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	2021年7月14日～2026年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1．当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整後に生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が新株予約権発行後、合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に公告又は通知する。ただし、当該適用日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

3．(1) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する日の直前営業日における東京証券取引所における株価終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値、以下同じ。）が、本新株予約権の割当日における東京証券取引所における株価終値を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権を、以下に定める期間において、既に行使した本新株予約権を含めて以下に定める割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の権利行使期間の初日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の30%

上記の期間の終了日の翌日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の60%

上記の期間の終了日の翌日から権利行使期間の最終日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員（執行役員である場合を含む。）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 前3号に関わらず、以下の事由に該当する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者が、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役を解任された場合又は当社若しくは当社子会社の従業員（執行役員である場合を含む。）として懲戒解雇、諭旨退職又はそれと同等の処分を受けた場合

新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号又は第4号に該当した場合

新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に違反した場合、又は、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為を行ったと当社の取締役会が認めた場合

新株予約権者が、書面により募集新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- (5) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その者の相続人は、被相続人たる新株予約権者が前号のいずれかの事由に該当していないことを条件として、第1号の定めにかかわらず、当該被相続人が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。
 - (6) 新株予約権者が募集新株予約権を行使する場合は、保有する全ての募集新株予約権を一括して行使するものとする。
 - (7) その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
5. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付に関する決定方針
- 当社が、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、決定する。
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年9月30日	-	78,230,850	-	9,698	18	9,650

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
笠原 健治	東京都渋谷区	33,001,900	43.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,926,100	3.88
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,772,000	3.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,937,800	2.57
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038 (常任代理人 香港上海銀行)	HAMGATAN 12, S-10371 STOCKHOLM SWEDEN (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,729,169	2.29
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,460,600	1.94
木村 弘毅	東京都渋谷区	1,200,000	1.59
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,042,031	1.38
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY (常任代理人 香港上海銀行)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	806,596	1.07
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	790,700	1.05
計	-	47,666,896	63.25

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式2,870,200株(3.67%)があります。

2. 2020年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが2020年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・ア ンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイ ド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	株式 4,333,100	5.54
ベイリー・ギフォード・ オーバーシーズ・リミテッ ド	カルトン・スクエア、1グリーンサイ ド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	株式 1,774,400	2.27

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,870,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,342,600	753,426	-
単元未満株式	普通株式 18,050	-	-
発行済株式総数	78,230,850	-	-
総株主の議決権	-	753,426	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ミクシィ	東京都渋谷区渋谷 二丁目24番12号	2,870,200	-	2,870,200	3.67
計	-	2,870,200	-	2,870,200	3.67

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	125,427	141,671
受取手形及び売掛金	14,254	12,797
商品	256	231
未収消費税等	1,248	-
その他	4,977	3,106
貸倒引当金	44	42
流動資産合計	146,119	157,765
固定資産		
有形固定資産	10,338	9,821
無形固定資産		
顧客関連資産	7,671	7,332
商標権	3,302	3,157
のれん	11,937	11,405
その他	2,503	2,412
無形固定資産合計	25,413	24,308
投資その他の資産		
投資有価証券	9,917	13,344
繰延税金資産	6,111	5,824
その他	4,915	4,520
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	20,942	23,687
固定資産合計	56,694	57,817
資産合計	202,814	215,582
負債の部		
流動負債		
短期借入金	671	993
未払金	8,186	7,620
未払法人税等	124	5,004
未払消費税等	-	1,251
賞与引当金	1,262	801
その他	3,515	4,198
流動負債合計	13,759	19,870
固定負債		
長期借入金	2,952	3,066
繰延税金負債	3,418	3,687
その他	1,379	1,214
固定負債合計	7,749	7,968
負債合計	21,508	27,839
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,698	9,698
資本剰余金	9,660	9,638
利益剰余金	171,138	176,327
自己株式	10,905	10,863
株主資本合計	179,592	184,801
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	330	1,412
為替換算調整勘定	201	183
その他の包括利益累計額合計	532	1,596

新株予約権	971	1,288
非支配株主持分	209	56
純資産合計	181,305	187,742
負債純資産合計	202,814	215,582

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	46,835	58,752
売上原価	9,738	12,384
売上総利益	37,096	46,368
販売費及び一般管理費	1 33,161	1 32,318
営業利益	3,934	14,050
営業外収益		
受取利息	0	0
為替差益	9	7
その他	288	108
営業外収益合計	298	116
営業外費用		
支払利息	3	7
投資事業組合運用損	222	225
支払手数料	-	3
その他	43	39
営業外費用合計	269	275
経常利益	3,963	13,890
特別利益		
固定資産売却益	3	0
投資有価証券売却益	-	215
特別利益合計	3	215
特別損失		
特別退職金	-	100
固定資産除売却損	19	1
減損損失	69	-
賃貸借契約解約損	-	9
特別損失合計	88	111
税金等調整前四半期純利益	3,877	13,994
法人税、住民税及び事業税	1,250	4,652
法人税等調整額	479	9
法人税等合計	1,729	4,662
四半期純利益	2,147	9,332
非支配株主に帰属する四半期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,148	9,333

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	2,147	9,332
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	152	1,081
為替換算調整勘定	24	17
その他の包括利益合計	176	1,063
四半期包括利益	1,971	10,396
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,972	10,397
非支配株主に係る四半期包括利益	1	0

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,877	13,994
減価償却費	478	722
無形固定資産償却費	335	827
減損損失	69	-
のれん償却額	173	531
貸倒引当金の増減額(は減少)	3	1
賞与引当金の増減額(は減少)	222	460
受取利息	0	0
支払利息	3	7
為替差損益(は益)	6	5
投資事業組合運用損益(は益)	222	225
固定資産除売却損益(は益)	16	1
たな卸資産の増減額(は増加)	104	25
投資有価証券売却損益(は益)	-	215
売上債権の増減額(は増加)	375	1,454
未払金の増減額(は減少)	2,385	560
未払消費税等の増減額(は減少)	11	1,251
その他	6,565	3,996
小計	9,611	21,806
利息の受取額	5	0
利息の支払額	1	6
法人税等の支払額	1,077	129
法人税等の還付額	-	609
特別退職金の支払額	-	100
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,537	22,178
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,316	315
無形固定資産の取得による支出	82	221
投資有価証券の取得による支出	1,856	2,154
投資有価証券の売却による収入	-	248
投資有価証券の分配による収入	152	86
差入保証金の差入による支出	113	1,130
事業譲受による支出	1,030	-
敷金及び保証金の回収による収入	9	1,389
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,469	-
その他	3	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,702	2,055
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	177
短期借入金の純増減額(は減少)	33	584
長期借入れによる収入	-	240
長期借入金の返済による支出	6	387
配当金の支払額	4,520	4,144
その他	15	20
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,546	3,864
現金及び現金同等物に係る換算差額	13	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,724	16,243
現金及び現金同等物の期首残高	144,417	125,427
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 142,693	1 141,671

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
広告宣伝費	10,385百万円	5,424百万円
決済手数料	12,569百万円	15,296百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	142,693百万円	141,671百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 百万円	- 百万円
現金及び現金同等物	142,693百万円	141,671百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月10日 取締役会	普通株式	4,520	60	2019年3月31日	2019年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月8日 取締役会	普通株式	4,144	55	2019年9月30日	2019年12月9日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月15日 取締役会	普通株式	4,144	55	2020年3月31日	2020年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年11月6日 取締役会	普通株式	4,144	55	2020年9月30日	2020年12月7日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(企業結合に係る暫定的な処理の確定)

株式会社千葉ジェッツふなばし

2019年10月31日付で行われた株式会社千葉ジェッツふなばしとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当第2四半期連結会計期間に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の配分に重要な見直しが反映されております。

この結果、主に無形固定資産の顧客関連資産が増加し、暫定的に算定されたのれんの金額939百万円は、会計処理の確定により897百万円減少し、42百万円となっております。

株式会社ネットドリーマーズ

2019年11月29日付で行われた株式会社ネットドリーマーズとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当第2四半期連結会計期間に確定しております。この暫定的な会計処理の確定に伴い、当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の配分に重要な見直しが反映されております。

この結果、主に無形固定資産の顧客関連資産が増加し、暫定的に算定されたのれんの金額13,019百万円は、会計処理の確定により4,628百万円減少し、8,391百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	デジタルエン ターテインメ ント事業	スポーツ事業	ライフスタイ ル事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	43,907	1,230	1,697	46,835	-	46,835
セグメント間の内部売上 高又は振替高	0	-	-	0	0	-
計	43,907	1,230	1,697	46,836	0	46,835
セグメント利益又は損失 ()	10,690	1,360	424	8,905	4,970	3,934
その他の項目						
減価償却費	193	224	62	479	334	814
のれん償却額	-	141	31	173	-	173

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 4,970百万円には、報告セグメントの減価償却費 479百万円及びのれん償却額 173百万円、並びに各セグメントに配分していない全社費用 4,317百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

前第2四半期連結累計期間において、連結子会社である株式会社チャリ・ロトの暫定的に算出されたのれん償却額110百万円を計上しておりましたが、前第3四半期連結会計期間に取得原価の配分が完了し、暫定的な会計処理が確定したことにより、「スポーツ事業」の報告セグメントにおいて、減価償却費224百万円及びのれん償却額141百万円に修正しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	デジタルエン ターテインメ ント事業	スポーツ事業	ライフスタイ ル事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	51,438	5,377	1,936	58,752	-	58,752
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	51,438	5,377	1,936	58,752	-	58,752
セグメント利益又は損失 ()	24,840	2,452	411	21,976	7,925	14,050
その他の項目						
減価償却費	209	698	133	1,041	508	1,549
のれん償却額	-	468	63	531	-	531

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 7,925百万円には、報告セグメントの減価償却費 1,041百万円及びのれん償却額 531百万円並びに各セグメントに配分していない全社費用 6,352百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門の費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2．報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは第1四半期連結会計期間から、事業ポートフォリオの変化に合わせた事業ドメインの定義を行ったため、報告セグメントの名称及び区分方法を以下のとおりに変更しております。

従来「エンターテインメント事業」「ライフスタイル事業」としておりましたセグメントの名称及び区分方法を、第1四半期連結会計期間から「デジタルエンターテインメント事業」「スポーツ事業」「ライフスタイル事業」に変更しております。従来「エンターテインメント事業」に属していた連結子会社のうち5社を「スポーツ事業」に区分しております。なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第2四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づいて記載しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	28円52銭	123円86銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,148	9,333
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,148	9,333
普通株式の期中平均株式数(株)	75,349,550	75,350,881
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28円34銭	122円24銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	482,424	1,003,433
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

第22期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）中間配当について、2020年11月6日開催の取締役会において、2020年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	4,144百万円
1株当たりの金額	55円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2020年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月6日

株式会社ミクシィ
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義 央
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅 木 典 子
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミクシィの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ミクシィ及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと

信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。